

令05原機（P技）009

令和5年8月21日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範（公印省略）

## 核燃料物質の使用施設等の使用前確認申請書の変更について

令和5年6月9日付け令05原機（P技）003をもって申請（令和5年7月10日付け令05原機（P技）004をもって変更し、令和5年8月9日付け令05原機（P技）007をもって変更）した核燃料物質の使用施設等の使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5第3項の規定に基づき、別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出いたします。

1. 変更の内容

- (1) 添付－4「使用施設等の技術基準等への適合に関する説明書」のうち、2. 使用施設等の技術基準に関する規則に対する適合のうち、2.9 第12条 火災等による損傷の防止 における検査項目に材料検査を追加する。
- (2) (1)の変更に伴い、別紙－2「使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類」における検査名称について整合を図る。

2. 変更の理由

- (1) 検査項目の明確化を図るため。
- (2) 記載の整合を図るため。

3. 特記事項

令和5年8月9日付けで提出した核燃料物質使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類（令05原機（P技）007）より変更する箇所を、下線にて明示した該当頁を添付する。

以 上

添 付

変更後申請書類

変更箇所は下線部のとおり。

## 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

期 日	場 所	種 類		
		検査の方法* <sup>1</sup>	技術基準	検査対象 (検査名称)
令和5年8月23日 から31日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 プルトリウム燃料第一開発室  図1-1から1-3参照	第1号	第6条 地震による損傷の防止	・可搬型中性子線非破壊測定装置 (材料検査、寸法検査、据付・外観検査)
		第1号	第12条 火災等による損傷の防止	・可搬型中性子線非破壊測定装置 (外観検査、材料検査)
		第3号	—* <sup>2</sup>	・可搬型中性子線非破壊測定装置 (品質マネジメントシステムに係る検査)

※ : 工事の工程を添付-1に示す。

※ : 検査対象の概略図を図1-4から1-5に示す。

※ : 検査対象の据付概略図を図1-6に示す。

\*1 : 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の2に規定する使用前検査の方法の該当号を示す。

第1号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

第2号 機能及び性能を確認するために十分な方法

第3号 その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

\*2 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第2項第1号の規定に対する検査

## ② 検査

検査対象	測定装置 本体、耐震治具
検査項目	外観検査、材料検査
基準	○測定装置本体の周囲が金属板で囲まれていること。 ○耐震治具が金属製であること。

本体は、一般産業製品（規格品）であることから、目視（カタログ等での使用材料の確認を含む。）による検査とする。

耐震治具は、材料検査（2.3 参照）の中で SUS304（金属製）であることを検査することから、当該検査結果をもつての確認とする。

### (2) その他の号の適合性について

第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号については、本申請に係る工事等において変更がないため、該当しない。

## 2.10 第 13 条 溢水による損傷の防止

使用施設等は、その施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

本申請に係る工事等において、溢水防護対象設備に係る変更がないため、該当しない。

## 2.11 第 14 条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

使用施設等は、その施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

本申請に係る工事等において、化学薬品を使用する設備等に係る変更がないため、該当しない。